

令和6年度クリーニング師試験

学 科 試 験 問 題

- 試験科目
- 1 衛生法規に関する知識 (1 ページから 2 ページ)
 - 2 公衆衛生に関する知識 (3 ページから 4 ページ)
 - 3 洗たく物の処理に関する知識 (5 ページから 6 ページ)

試験時間 令和6年9月26日(木) 午前10時から11時30分まで(1時間30分)

- 注意事項
- 1 受験票は、机の右上に置いてください。
 - 2 机の上には、受験票、筆記用具(鉛筆、シャープペンシル、消しゴム)及び時計以外は置いてはいけません。
 - 3 試験開始後、最初に解答用紙の受験番号欄に各自の受験番号を記入してください。
 - 4 解答は、必ず解答用紙の各解答欄に記入してください。
 - 5 解答用紙の※の欄には、何も記入しないでください。
 - 6 質問がある場合は、静かに手をあげてください。
問題の内容についてはお答えできません。
 - 7 試験開始後30分間は退室できません。
また、退室した方は、学科試験時間内は、再び入室できません。
 - 8 退室する場合は、解答用紙を机の上に置いて、静かに退室してください。
問題用紙は、持ち帰って結構です。

広 島 県

衛生法規に関する知識

問1 クリーニング師の役割について述べた次の記述のうち、正しいものには○印を、誤っているものには×印を解答欄に記入しなさい。

- (1) 専門的知識を踏まえて、クリーニング所の衛生管理の実質的な責任者としての役割を果たさなければならない。
- (2) クリーニング業法施行規則に定める研修を、毎年受講しなければならない。
- (3) 消費者利益の擁護よりも、クリーニング業者の地位向上を優先しなければならない。
- (4) 業を行う上で、外部への影響も含めた環境保全にも配慮しなければならない。

問2 クリーニング業法に関する次の条文について、【 】内に入る語句を下から選び、その番号を解答欄に記入しなさい。

営業者は、洗濯物の【 ア 】をしようとするときは、あらかじめ、利用者に対し、【 イ 】等について説明するよう努めなければならない。(クリーニング業法第3条の2第1項)

営業者は、洗濯物の【 ア 】をするに際しては、厚生労働省令で定めるところにより、利用者に対し、【 ウ 】を明示しなければならない。(クリーニング業法第3条の2第2項)

クリーニング所を開設しようとする者は、厚生労働省令の定めるところにより、クリーニング所の位置、構造設備及び従事者数並びに【 エ 】の氏名その他必要な事項をあらかじめ【 オ 】に届け出なければならない。(クリーニング業法第5条第1項)

- | | | | |
|-----------|----------|------------|------------|
| ① 仕上がりの期日 | ② 引渡し | ③ 従事者全員 | ④ 苦情の申出先 |
| ⑤ 受取及び引渡し | ⑥ 都道府県知事 | ⑦ 受取 | ⑧ 洗濯物の処理方法 |
| ⑨ クリーニング師 | ⑩ 厚生労働大臣 | ⑪ 洗濯に要する費用 | ⑫ 市町村長 |

問3 クリーニング所の衛生管理等に関する次の記述のうち、正しいものには○印を、誤っているものには×印を解答欄に記入しなさい。

- (1) ランドリー処理を行う洗濯場の床面は、不浸透性材料（コンクリート、タイル等汚水が浸透しないもの）で築造し、これに適当な勾配と排水口を設けなければならない。
- (2) 洗濯物は、その感染症のおそれの有無に関係なく、区分せずに処理して良い。
- (3) 洗濯又は仕上げを終わった洗濯物と終わらない洗濯物は、互いに重ね置きしても良い。
- (4) クリーニング所以外の場所で、営業として洗たく物を処理し、又はさせてはならない。
- (5) 洗濯物の洗濯をするクリーニング所には、業務用の洗濯機が二台以上あれば、脱水機を備えなくても良い。

問4 環境保全のための規制に関する次の組み合わせのうち、正しいものには○印を、誤っているものには×印を解答欄に記入しなさい。

- (1) 特別管理産業廃棄物管理責任者 — 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- (2) ドライクリーニング工場の立地制限 — 土壌汚染対策法
- (3) オゾン層破壊物質の消費規制 — フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律
- (4) 揮発性有機化合物の排出削減 — 大気汚染防止法
- (5) 化学物質排出移動量届出制度 — 水質汚濁防止法

問5 次の洗濯物のうち、洗濯の前に消毒を要する洗濯物に当てはまるものには○印を、当てはまらないものには×印を解答欄に記入しなさい。ただし、いずれも業者に引き渡される前に消毒されていないものであり、洗たくは消毒効果を有する方法ではないものとする。

- (1) 飲食店で使用されたおしぼり
- (2) 一週間履き続けた革靴
- (3) 一般家庭から出された血液が付着した服
- (4) 旅館で使用されたふとんカバー
- (5) 銭湯で使用された貸しタオル

公衆衛生に関する知識

問6 感染症及び食中毒に関する次の記述について、【 】内に入る語句を下から選び、その番号を解答欄に記入しなさい。

- (1) 【 ア 】は、2019年12月に中国で初めて報告され、世界的な流行が起きた。
- (2) マラリア、【 イ 】、ジカ熱などは、蚊が媒介する感染症である。
- (3) 【 ウ 】は、厚生労働省の食中毒統計において、食中毒の原因物質のうち近年最も年間患者数が多い。
- (4) 【 エ 】は、イカやサバなどの魚介類を介してヒトに感染し、激しい腹痛を引き起こす。
- (5) 【 オ 】が形成する芽胞は、熱やアルコールに抵抗性があるため、病院リネンの処理に際しては規定に基づいた消毒をする必要がある。

- ① 天然痘 ② 水俣病 ③ セレウス菌 ④ 新型コロナウイルス感染症 ⑤ 疥癬^{かいせん}
⑥ 日本脳炎 ⑦ インフルエンザ ⑧ ノロウイルス ⑨ 赤痢 ⑩ アニサキス

問7 クリーニング所における感染症対策に関する次の記述のうち、正しいものには○印を、誤っているものには×印を解答欄に記入しなさい。

- (1) 経口又は接触により感染が拡大する感染症の予防には、流水と石鹼による「手洗い」が有効だが、擦式アルコール性消毒薬による手指消毒は効果がない。
- (2) 利用者から洗濯物を預かるカウンターのほか、人の手がよく触れる場所（ドアノブ、スイッチ、レバーなど）をこまめに拭き取ると良い。
- (3) 感染症の流行期には、感染の該当症状のある従業員（同居家族に有症者がいる場合を含む）は、出勤せずに上司に連絡する。
- (4) 多くの微生物は乾燥環境を好むため、洗濯物は多少湿潤した状態で保管すると良い。

問8 WHO憲章で定義される「健康」に関する記述について、【 】内に入る語句を下から選び、その番号を解答欄に記入しなさい。

「健康とは、肉体的、【 ア 】的及び社会的に完全に良い状態にあることであり、単に【 イ 】又は虚弱でないということではない。及ぶ限り最高の健康水準を享受することは、【 ウ 】、宗教、政治的信条、経済状態のいかんを問わず、すべての人間の【 エ 】的権利である。」

- ① 疾病 ② 経済 ③ 国家 ④ 精神 ⑤ 永続
⑥ 不自由 ⑦ 基本 ⑧ 発展 ⑨ 普遍 ⑩ 人種

問9 クリーニング業の消毒に関する次の記述のうち、正しいものには○印を、誤っているものには×印を解答欄に記入しなさい。

- (1) 消毒とは、すべての微生物を死滅させ、完全に無菌状態にすることをいう。
- (2) 界面活性剤による消毒では逆性石けん、両性界面活性剤等の殺菌効果のある界面活性剤を使用し、その適正希釈水溶液中に30℃以上で30分間以上浸す。
- (3) 蒸気による消毒は、蒸気がま等を使用し、100℃以上の湿熱に10分間以上触れさせる。
- (4) ノロウイルス感染者のふん便が付着した洗濯物は、アルコール消毒が効果的である。
- (5) 伝染性疾病の病原体による汚染のおそれのあるものとして厚生労働省令で指定する洗濯物は、洗濯の前に、同省が通知する方法により消毒しなければならないが、洗濯方法が消毒効果を有する場合はこの限りではない。

問10 次の記述のうち、正しいものには○印を、誤っているものには×印を解答欄に記入しなさい。

- (1) 「おしぼりの衛生的処理等に関する指導基準」において、貸与するおしぼりの一般細菌数は、一枚当たり10万個を超えないことが望ましいとされている。
- (2) 標準営業約款制度（Sマーク制度）は、関係する法律に基づき、全国生活衛生営業指導センターが厚生労働大臣の認可を受けてクリーニング業のみを対象に設定している。
- (3) 男女雇用機会均等法において、事業主には、業種・規模に関わらず職場でのセクシャルハラスメントについて相談するための窓口の設置が義務づけられている。
- (4) ハンガーや包装用ビニールなどは、クリーニング業を行う上で不可欠なものであることから、SDGs（持続可能な開発目標）の取組において再資源化を進める必要はない。
- (5) テトラクロロエチレンを使用してドライクリーニングを行う事業者は、従事者を対象とする特殊健康診断を実施し、その記録を2年間保管しなければならない。

洗たく物の処理に関する知識

問11 洗剤、溶剤及び洗濯用水等に関する次の記述のうち、正しいものには○印を、誤っているものには×印を解答欄に記入しなさい。

- (1) 次亜塩素酸ナトリウムは、高温下で効果を発揮する液状の漂白剤である。
- (2) カルボキシルセルロース（CMC）は、再汚染防止効果に優れたランドリー用助剤である。
- (3) 洗剤の主成分である界面活性剤には、陰イオン系、非イオン系のものなどがあるが、陽イオン系のものはない。
- (4) 石油系溶剤は、他の溶剤と比較して油脂溶解力が大きく揮発しやすいので、ソフト洗いには不向きである。
- (5) 水中にカルシウムやマグネシウムが多く溶存すると、洗剤の洗浄力が低下するため、これらの成分の総量は50ppm以下が望ましいとされている。

問12 繊維素材に関する次の記述のうち、正しいものには○印を、誤っているものには×印を解答欄に記入しなさい。

- (1) ポリウレタンは、伸縮回復性に優れ、熱、油、薬品、紫外線にも強い。
- (2) レーヨンとは、木材パルプを原料とする人工繊維であり、絹のように連続した長繊維である。
- (3) ポリエステルは、洗濯での伸び縮みが少なく、乾きが早い性質を持っている。
- (4) アクリルは、動物繊維であり、軽くて柔らかい手触りが特徴である。
- (5) アラミドは、ナイロンの一種で、難燃性、耐熱性に優れ、消防服などに使用される。

問13 繊維の加工法について、次のA群に関係の深いものをB群から選び、その記号を解答欄に記入しなさい。

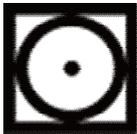
- | (A群) | (B群) |
|--------------|--------------------------|
| (1) プリーツ加工 | (ア) はっ水性とはっ油性を付与する |
| (2) エンボス加工 | (イ) 布面に凹凸のある模様をつける |
| (3) SG加工 | (ウ) 布面に化学樹脂類を塗布する |
| (4) 帯電防止加工 | (エ) 布に折り目やヒダをつける |
| (5) コーティング加工 | (オ) 静電気の発生に伴う塵やホコリの吸着を防ぐ |

問14 洗濯物の処理に関する次の記述について、【 】に入る語句の番号(①～③)を各々下から1つ選び、解答欄に記入しなさい。

- (1) 【ア】は、現在の日本産業規格(JIS)において、「特殊な技術を用いた業者による繊維製品の水洗い処理」と定義されている。
- (2) ドライクリーニングは、水洗いで形崩れや縮みを生じる【イ】を洗うのに適している。
- (3) 脱水率(%)は、(絞った品物の重さ－乾いた品物の重さ)÷【ウ】の重さ で表される。
- (4) タンパク系のシミの除去には、【エ】のシミ抜き剤を使用する。

- 【ア】 ① しみ抜き ② ランドリー ③ ウェットクリーニング
- 【イ】 ① 毛・絹 ② 綿・麻 ③ ナイロン・ポリエステル
- 【ウ】 ① 絞った品物 ② 乾いた品物 ③ 乾いた品物+絞った品物
- 【エ】 ① 酸性 ② アルカリ性 ③ 有機系

問15 次の繊維製品に付けられる洗たく処理のための表示記号とその意味の組み合わせのうち、正しいものには○印を、誤っているものには×印を解答欄に記入しなさい。

	表示記号	表示記号の意味
(1)		洗濯処理後のタンブル乾燥処理ができる。 低温乾燥：排気温度の上限は最高60℃。
(2)		塩素系漂白剤による漂白処理ができるが、 酸素系漂白剤による漂白処理はできない。
(3)		液温は30℃を限度とし、洗濯機で弱い洗濯 処理ができる。
(4)		日陰でのぬれ平干し乾燥がよい。